

改正土壤汚染対策法について

平成31年3月

兵庫県・神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市・明石市・加古川市・宝塚市

目 次

I 土壤汚染対策法(改正前)の概要	P. 3~7
II 改正土壤汚染対策法の概要	P. 8~17
平成30年4月1日施行(第一段階施行)の項目	
平成31年4月1日施行(第二段階施行)の項目	
III 調査の実施対象となる土地の拡大	P. 18~28
一時的免除中の土地における土地の形質の変更	
操業中の土地における土地の形質の変更	
IV 調査方法に関する合理化	P. 29~32
調査の対象とする深さの限定	
地下浸透防止措置が行われている施設の廃止後の調査	
V 措置内容等に関する計画提出命令等の創設	P. 33~37
VI 土地の形質の変更の届出の例外となる区域の新設	P. 38~43
形質変更時要届出区域の種類	
臨海部特例区域の新設	
VII 土地の形質の変更の施行方法に関する合理化	P. 44~48
VIII 汚染土壤の搬出に関する合理化	P. 49~53
処理の委託の例外の追加	
認定調査の合理化	
IX 特定有害物質の見直し	P. 54~57
X 経過措置	P. 58~59

I 土壤汚染対策法(改正前)

土壤汚染問題の特徴と対策法制

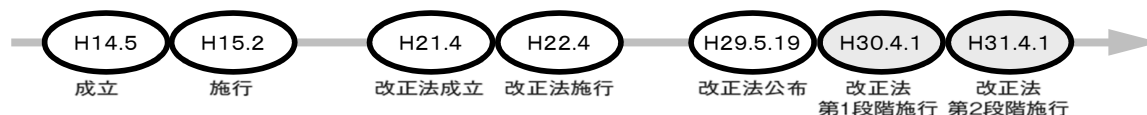
土壤汚染による健康リスクの発生経路



- ①汚染土壌の摂食(飛散による土壌粒子の摂食を含む)直接摂取リスク⇒
- ②汚染土壌と接触することによる皮膚からの吸収直接摂取リスク⇒
- ③汚染土壌から溶出した有害物質により汚染された地下水等の飲用等 ...地下水等経由の摂取リスク⇒
- ④汚染土壌から大気へと揮散した有害物質の吸入
- ⑤有害物質を含む土壌粒子の公共用水域への流出→魚介類への蓄積→人の摂食
- ⑥土壤汚染地で成育した農作物、家畜への有害物質の蓄積→人の摂食 ...農作物等経由の摂取リスク

土壤汚染対策法

土壤汚染対策法の歩み



土壌汚染対策法に定める特定有害物質の種類(改正前)

地下水等摂取リスクを考慮した**26**項目（土壌溶出量基準 mg/L）
 直接摂取リスクも考慮した**9**項目（土壌含有量基準 mg/kg）

第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)

12項目

- ・クロロエチレン
- ・四塩化炭素
- ・1,2-ジクロロタン
- ・1,1-ジクロロフルン
- ・シス-1,2-ジクロロフルン
- ・1,3-ジクロロプロペン
- ・ジクロロメタン
- ・テトラクロロエチレン
- ・トリクロロエチレン
- ・1,1,1-トリクロロタン
- ・1,1,2-トリクロロタン
- ・ベンゼン

第二種特定有害物質 (重金属等)

9項目

- ・カドミウム及びその化合物
- ・六価クロム化合物
- ・シアン化合物
- ・水銀及びその化合物
- ・セレン及びその化合物
- ・鉛及びその化合物
- ・砒素及びその化合物
- ・ふっ素及びその化合物
- ・ほう素及びその化合物

第三種特定有害物質 (農薬・PCB等)

5項目

- ・シマジン
- ・チオベンカルブ
- ・チウラム
- ・PCB
- ・有機りん化合物

土壌汚染対策法(改正前)の概要

目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)(操業を続ける場合、調査を一時的に免除)
- 一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

自主調査において土壌汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合】

区域の指定等

①要措置区域(第6条)

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
 →汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)
 →土地の形質の変更の原則禁止(第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時要届出区域(第11条)

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)
 →土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

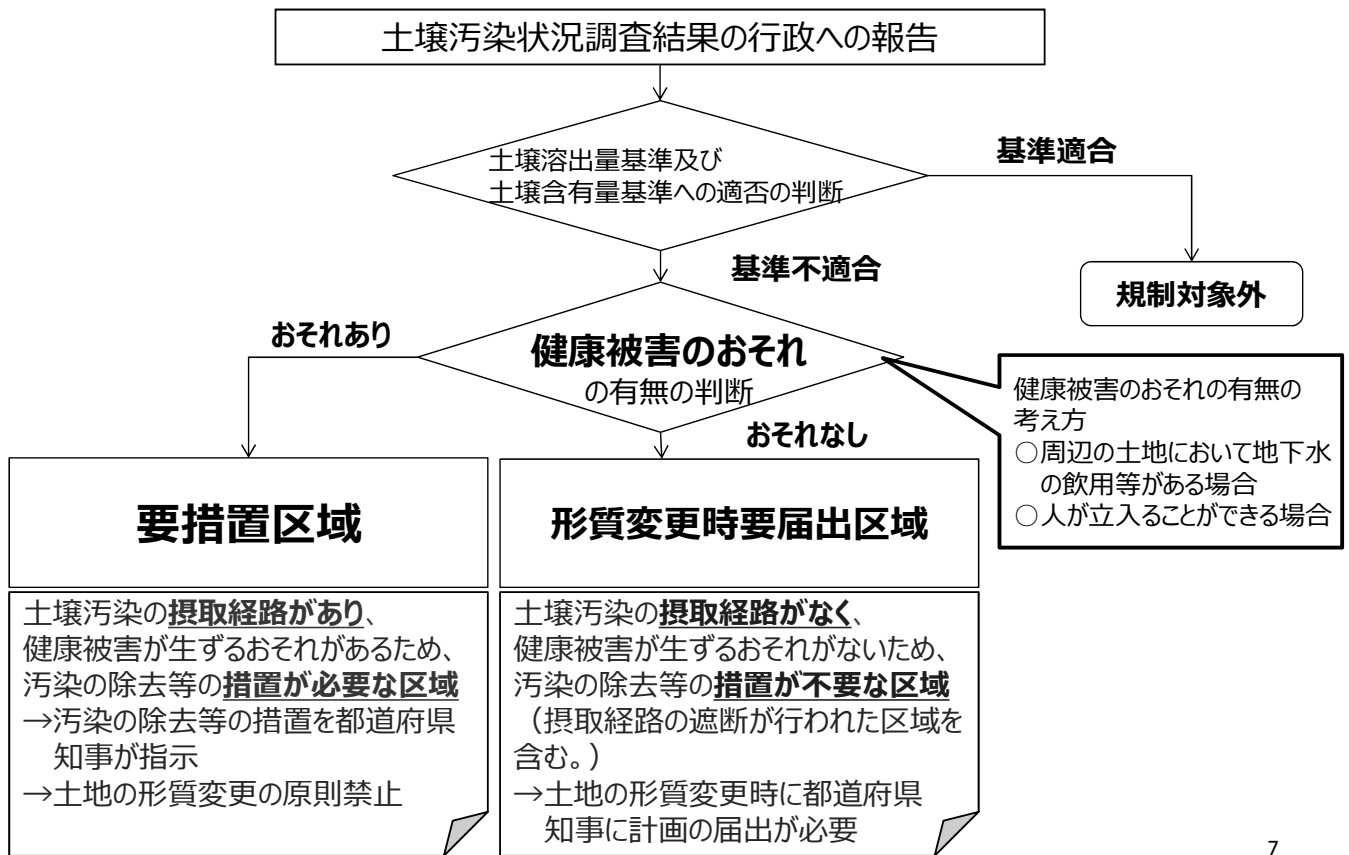
汚染土壌の搬出等に関する規制

- ①②の区域内の土壌の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令)
- 汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務 ● 汚染土壌の処理業の許可制度 処理基準の順守 違反への改善命令

その他

- 指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新、技術管理者の設置等)

区域の指定等(区域指定の流れ)



7

II 改正土壌汚染対策法

8

土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年5月19日公布)の概要

土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、土壤汚染状況調査の強化を図り、都道府県知事が汚染の除去等の措置内容の計画提出を命ずることとするとともに、一定の要件を満たす区域における土地の形質変更の届出及び汚染土壤の処理に係る特例制度の創設等の措置を講ずる。

背景

平成21年改正法(22年施行)の施行状況を点検した結果、以下の課題が明らかとなった。

【課題1】土地の汚染状況の把握が不十分

工場が操業を続けている等の理由により土壤汚染状況調査が一時免除されている土地において、土壤汚染状況の把握が不十分であり、地下水汚染の発生や汚染土壤の拡散が懸念。

【課題2】汚染の除去等の措置に係るリスク管理が不十分

汚染の除去等の措置が必要な区域において、適切な措置が計画・実施されていなくても、是正の機会がなく、リスク管理が不十分。

【課題3】リスクに応じた規制の合理化が必要

臨海部の専ら埋立材等に由来する汚染のある工業専用地域は、健康被害のおそれが高いが、大規模な土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出・調査が必要。

基準不適合が自然由来等による土壤であっても、区域外に搬出される場合には、汚染土壤処理施設での処理が義務付けられており、工事に支障。

【参考】土壤汚染調査・対策の流れ

調査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(操業を続ける場合一時免除)
- 大規模な土地の形質変更時等

汚染あり

区域指定

- ①要措置区域
(汚染の除去等の措置が必要な区域)
→ 都道府県知事が措置を指示
- ②形質変更時届出区域
(汚染の除去等の措置が不要な区域)
→ 土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出が必要

汚染土壤の搬出規制

- ①②の区域内の土壤の搬出の事前届出
- 区域外搬出は汚染土壤処理施設での処理のみ可能

法改正の概要

1. 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

調査が一時免除されている土地の形質変更を行う場合(軽易な行為等を除く)には、あらかじめ届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせるものとする。

2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等

都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、措置が技術的基準に適合しない場合の変更命令等を行うこととする。

3. リスクに応じた規制の合理化

- ①健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施行方法等の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、工事毎の事前届出に代えて年一回程度の事後届出とする。
- ②基準不適合が自然由来等による土壤は、都道府県知事へ届け出ることにより、同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壤がある他の区域への移動も可能とする。

4. その他

土地の形質変更の届出・調査手続の迅速化、施設設置者による土壤汚染状況調査への協力に係る規定の整備等を行う。

【施行期日】

1～3:平成31年4月1日

4 :平成30年4月1日

9

※規制改革実施計画(平成27年6月閣議決定)において、平成28年度までに「臨海部の工業専用地域の土地の形質変更及び自然由来物質に係る規制の在り方について、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得て、措置する」とされている。

第1段階施行(平成30年4月1日施行)

第一段階施行(平成30年4月1日施行)の法律事項

土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年5月19日公布) (平成30年4月1日施行分)

- 法第4条第2項 土地の形質の変更の届出に併せて行う土壤汚染状況調査の結果の提出**
一定規模以上の土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の汚染状況について、都道府県知事に対し、**土地の形質の変更の届出に併せて土壤汚染状況調査の結果を提出することができる**こととする
- 法第15条第1項 解除台帳の調製**
区域指定が**解除された要措置区域等の台帳を調製及び保管**しなければならないこととする
- 法第22条第3項 汚染土壤処理業の許可における欠格要件の見直し**
- 法第27条の2 汚染土壤処理業の譲渡及び譲受**
- 法第27条の3 汚染土壤処理業者である法人の合併及び分割**
- 法第27条の4 汚染土壤処理業の相続**
汚染土壤処理業の許可基準及び承継規定を整備する
- 法第35条 指定調査機関の事業所の名称、所在地等の変更の届出**
指定調査機関に係る変更事項について事後届出に変更する
- 法第61条第1項 都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等**
都道府県知事による情報収集事項として、当該都道府県の区域内の土地についての、土壤の特定有害物質による汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を追加する
- 法第61条の2 有害物質使用特定施設を設置していた者による土壤汚染状況調査への協力**
有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壤汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害物質使用特定施設において製造し、使用し、又は処理していた特定有害物質の種類等の情報を提供しよう努めるものとする

11

第一段階施行(平成30年4月1日施行)の政省令事項

【政令】

- 土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第269号)

【省令】

- 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成29年環境省令第29号)
- 汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令(平成29年環境省令第30号)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令(平成29年環境省令第31号)
- 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成29年環境省令第32号)

12

第2段階施行(平成31年4月1日施行)

13

第二段階施行(平成31年4月1日施行)の法令事項①

調査に関する改正概要

【法改正事項】

- 一時的免除中の土地における土地の形質の変更(法第3条関係)
- 土地の形質の変更時の届出と併せた調査結果の報告(法第4条関係)

【規則改正事項】

- 分解生成物(規則第3条関係)
- 汚染のおそれの由来に応じた調査(規則第3条関係)
- 人為等由来汚染調査(規則第3条の2～第10条関係)
- 自然由来汚染調査(規則第10条の2関係)
- 水面埋立て土砂由来汚染調査(規則第10条の3関係)
- 試料採取等の対象とする深さの限定(規則第4条第4項他関係)
- 試料採取等を省略した場合の評価(規則第14条関係)
- 一時的免除を受ける土地の範囲の明示(規則第16条他関係)
- 一時的免除中の土地における形質変更の手続き(規則第21条の2他関係)
- 土地の形質の変更の規模要件(規則第22条関係)
- 土地の形質の変更の届出事項等(規則第23条他関係)
- 土地の形質の変更の届出が不要となる土地の指定(規則第25条関係)
- 健康被害のおそれがある土地における土壌汚染状況調査の報告事項(規則第30条の2関係)
- 地下水汚染の到達距離の算出(通知事項)

14

第二段階施行(平成31年4月1日施行)の法令事項②

要措置区域に関する改正概要

【法改正事項】

- 汚染除去等計画の提出等(法第7条、第8条関係)
- 汚染除去等計画の作成・提出の指示(規則第33条他関係)

【規則改正事項】

- 汚染除去等計画の変更が不要な軽微な変更(規則第36条の4関係)
- 指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置(規則第36条関係)
- 汚染の除去等の措置の技術的基準(規則第40条関係)
- 措置等の施行方法(規則第40条関係)
- 汚染の除去等の措置の完了の報告(規則第42条の2関係)
- 土地の形質の変更禁止の例外となる行為(規則第43条関係)

形質変更時要届出区域に関する改正概要

【法改正事項】

- 土地の形質の変更の届出の例外となる区域の新設(法第12条関係)

【規則改正事項】

- 施行管理方針の確認の申請(規則第49条の2、第49条の3関係)
- 臨海部特例区域の自然由来又は埋立土砂由来に係る要件(規則第49条の4関係)
- 臨海部特例区域の人の健康被害が生ずるおそれに係る要件(規則第49条の5関係)
- 臨海部特例区域における土地の形質の変更の届出等(規則第52条の2他関係)
- 施行管理方針の変更、廃止、取り消し(規則第52条の6他関係)
- 土地の形質の変更の届出事項(規則第48条、第49条関係)
- 土地の形質の変更の届出を要しない通常管理行為等(規則第50条関係)
- 土地の形質の変更の施行方法の基準(規則第53条関係)

15

第二段階施行(平成31年4月1日施行)の法令事項③

台帳に関する改正概要

【法改正事項】

- 指定解除台帳の調製(法第15条関係)

【規則改正事項】

- 台帳の記載事項、図面等(規則第58条関係)
- 指定解除台帳の記載事項、図面等(規則第58条関係)

汚染土壌の搬出等に関する改正概要

【法改正事項】

- 汚染土壌の搬出届の記載事項等の追加(法第16条関係)
- 汚染土壌の処理の委託の例外の追加(法第18条関係)

【規則改正事項】

- 自然由来等形質変更時要届出区域間の移動の要件(規則第65条の2、第65条の3関係)
- 自然由来等形質変更時要届出区域の要件(規則第65条の4関係)
- 認定調査の試料採取等対象物質の見直し(規則第59条の2、第59条の3関係)
- 認定の申請の添付図面の追加(規則第60条関係)

16

【告示・新規】

- 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件(平成31年環境省告示第5号)
- 要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合における当該土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件(平成31年環境省告示第6号)
- 自然由来等土壤構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件(平成31年環境省告示第7号)
- 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件(平成31年環境省令第8号)

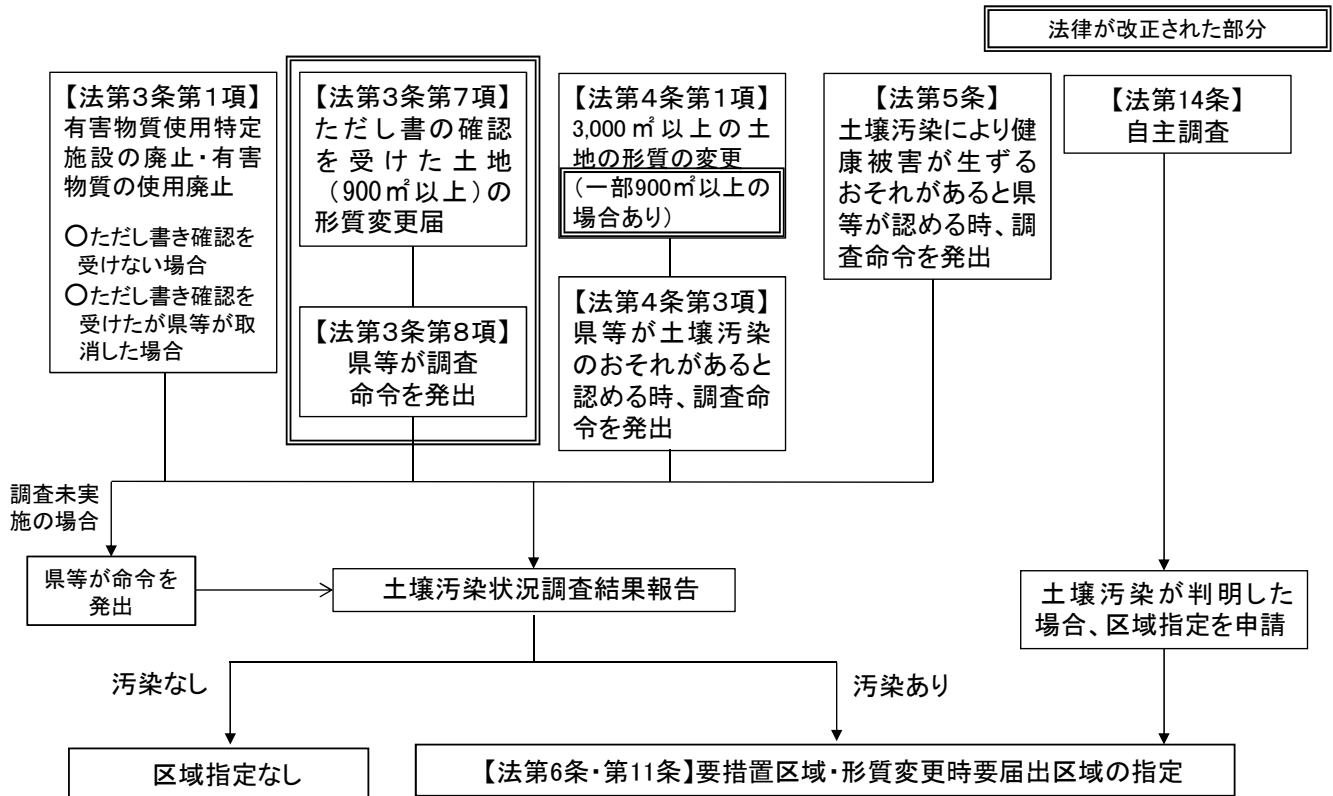
【告示・改正】

- 土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する件(平成31年環境省令第10号)
- 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件(平成31年環境省令第11号)
- 土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件(平成31年環境省令第12号)
- 土壤含有量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件(平成31年環境省令第13号)

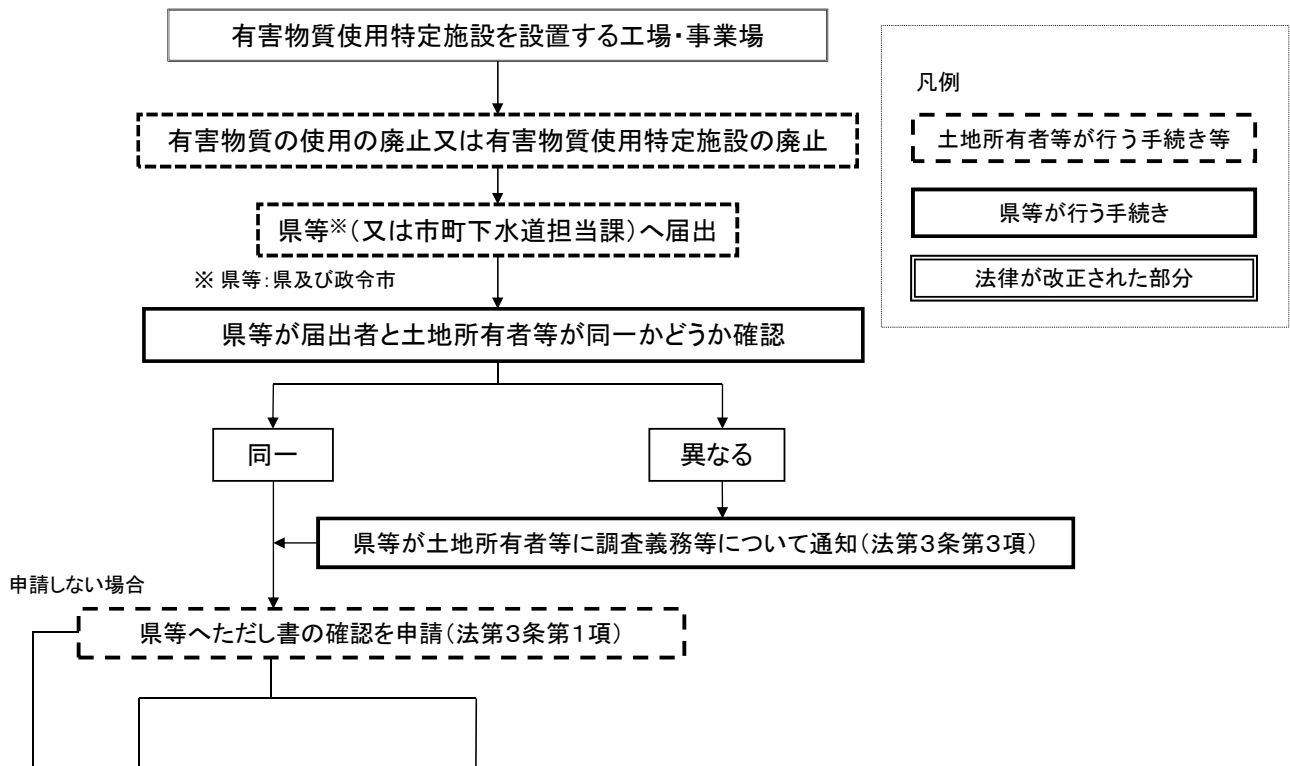
このほか、既存の4つの告示について、条項番号の変更に応じた改正を行っている。

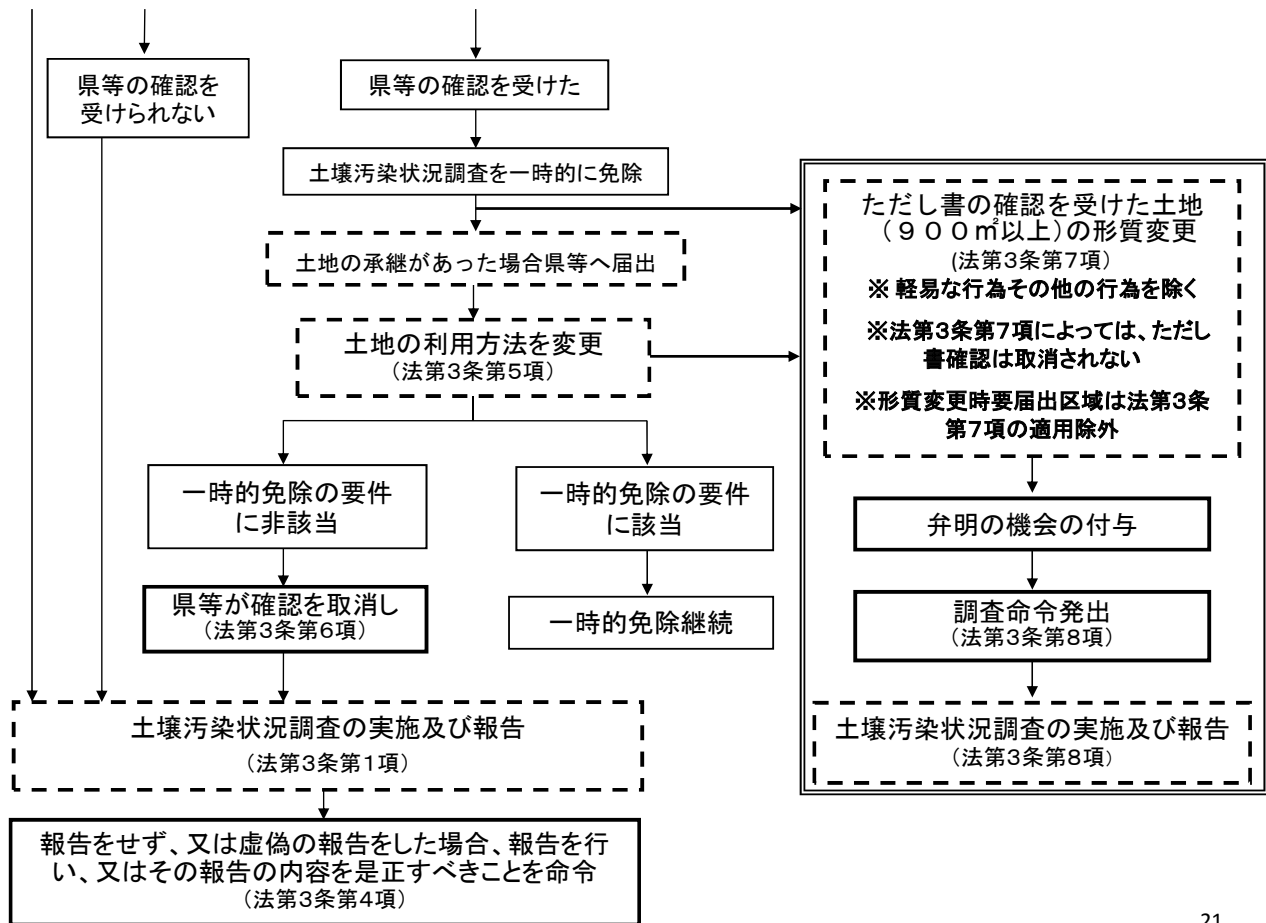
Ⅲ 調査の実施対象となる土地の拡大

土壌汚染対策法に基づく調査の機会



土壌汚染対策法手続きフロー(法第3条関係)





一時的免除中の土地における土地の形質の変更①(法第3条関係)

背景

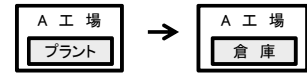
- 有害物質使用特定施設の設置されている事業場は、当該土地で使用等されていた物質による汚染が存在する可能性が高く、**約5割***で**基準不適合土壌の存在が確認**されている。
※施設廃止時の調査結果による。
- 有害物質使用特定施設の廃止時には土壤汚染状況調査が義務づけられているが、**一定の要件を満たした土地(全体の約7~8割)**は調査が一時免除されている。

課題

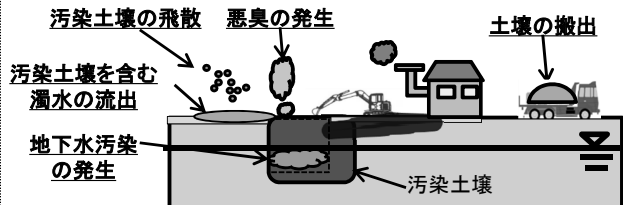
- 調査が一時的に免除されている土地では利用方法が変更される場合、都道府県知事が届出を受けて調査の要否を判断することになっているが、**土地の形質変更は届出対象となっていない。**
- このため、汚染の有無や帯水層の深さが不明な状態で土地の形質の変更が行われることにより、**汚染土壌の飛散流出や地下水汚染の発生、拡散が生じるおそれがある。**

(参考)調査の一時的免除の要件

- 都道府県知事により土地の利用の方法からみて人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨を確認されていること【法第3条第1項】
- 一時的免除となる事例
工場が操業を続けている等の理由により一般の人が敷地に立ち入ることができない状態で利用する場合

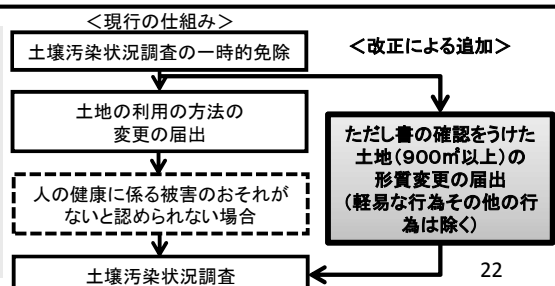


<土地の形質変更による汚染の拡散等の概念図>



改正内容

- 土壤汚染状況調査が一時的に免除されている土地において、利用の方法の変更だけでなく、**土地の形質変更時にも届出***をすることとする。(法第3条第7項)
※ 軽易な行為その他の行為については届出対象外。
- 都道府県知事は、届出がなされた形質変更を行う土地について、**土壤汚染状況調査を命ずる**こととする。(法第3条第8項)



一時的免除中の土地における土地の形質の変更②(法第3条関係)

改正内容

- 一時的免除中の土地における土地の形質の変更時の届出義務の創設(法第3条第7項)**
 法第3条第1項ただし書の確認を受け、調査義務が一時的に免除されている土地の所有者等は、当該土地において土地の形質の変更を行おうとする場合は、土地の形質の変更の場所及び着手予定日等を**あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない**。ただし、**軽易な行為その他の行為**※や非常災害のために必要な応急措置として行う行為はこの限りではない。
 ※施行規則において、**900㎡未満**の土地の形質の変更等を、届出が不要な軽易な行為等として規定する(規則第21条の4)。
- 都道府県知事が届出を受けた場合の調査命令の発出(法第3条第8項)**
 都道府県知事は、上記届出を受けた場合、当該土地の所有者等に対し**土壤汚染状況調査を行い報告することを命ずるものとする**。

【解説】

- ✓ 旧法では、一時的免除中の土地については、3,000㎡以上の土地の形質の変更であれば法第4条第1項の届出が必要であったが、3,000㎡未満であれば届出をせずに土地の形質の変更を行うことができた。改正法では、900㎡以上の土地の形質の変更については、**法第3条第7項に基づき届出を行った上で**、土壤汚染状況調査が必要となる。
- ✓ 一時的免除中の土地は有害物質使用特定施設が存在する土地であるため、**届出があった場合は、都道府県知事は必ず土壤汚染状況調査を命ずることとしている**。
- ✓ 土壤汚染状況調査を行う範囲は、**土地の形質の変更(盛土部分は除く)を行う範囲**となる。
- ✓ 法第3条第8項の調査命令に基づく調査が行われたことをもって、法第3条第1項の調査義務が果たされるのではなく、**ただし書の確認が取り消された場合には、あらためて土地の所有者等に調査義務が発生する**。
- ✓ 調査命令発出の判断を要しないため、30日前の届出ではなく「**あらかじめ**」届け出ることとしている。実際には、調査や行政手続に要する日数を勘案して、余裕をもって届け出る必要がある。

参照条文: 法第3条第7項、第8項、規則第21の2～第21条の6

23

一時的免除を受ける土地の範囲の明示(規則第16条他関係)

改正内容

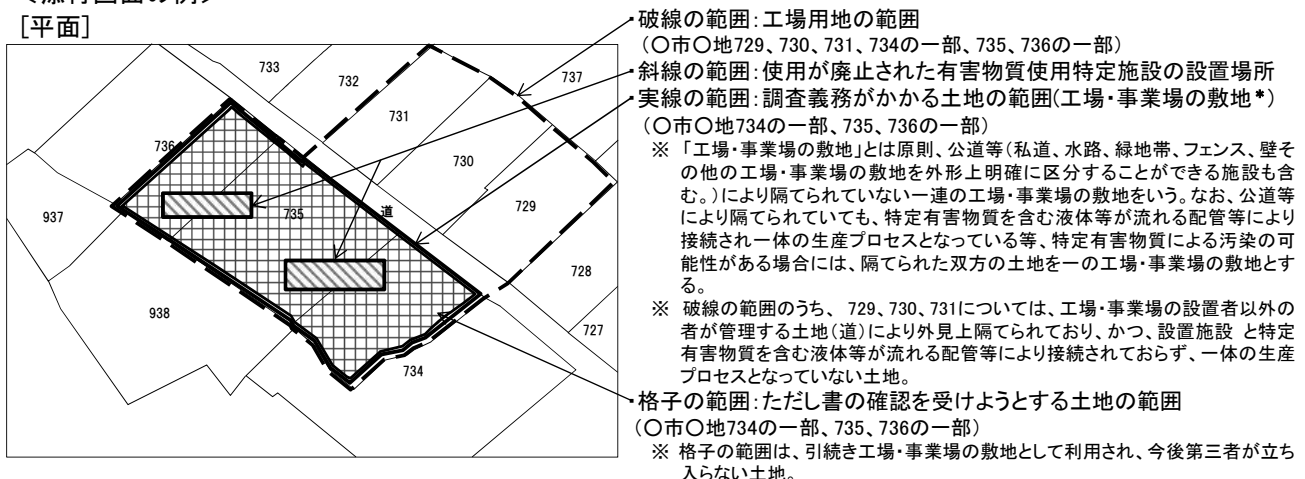
- 調査義務の一時的免除の確認に係る土地の範囲の明確化(規則第16条第2項、第19条第2項)**
 土地の所有者等は、法第3条第1項ただし書の確認を受けようとする場合は、**ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない**こととする。また、土地の利用方法の変更を行うときも同様である。

【解説】

- ✓ **ただし書の確認を受ける土地の図面を添付することにより、一時的免除が適用される「工場・事業場の敷地」(公道等(私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設も含む。))により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地を明確にする。**

<添付図面の例>

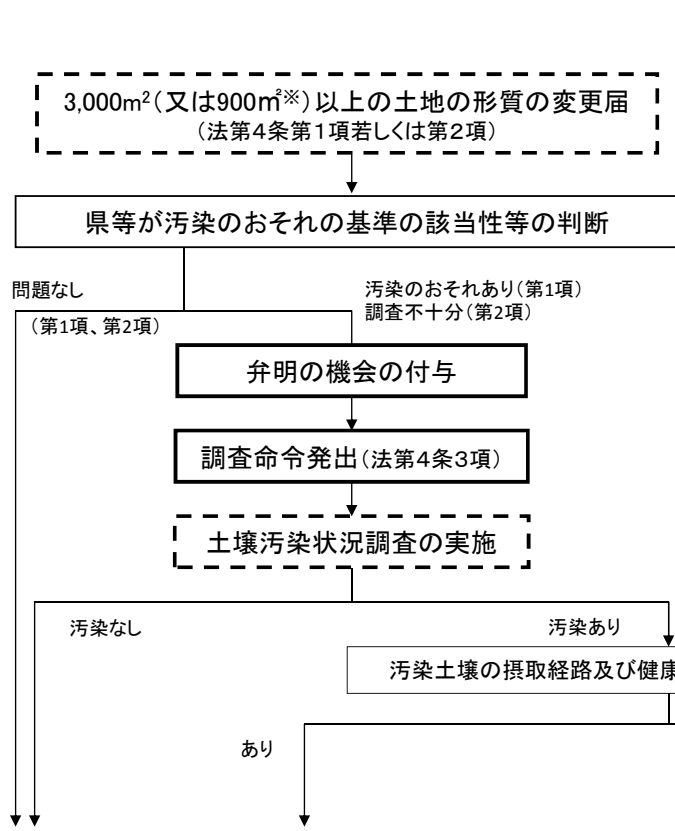
[平面]



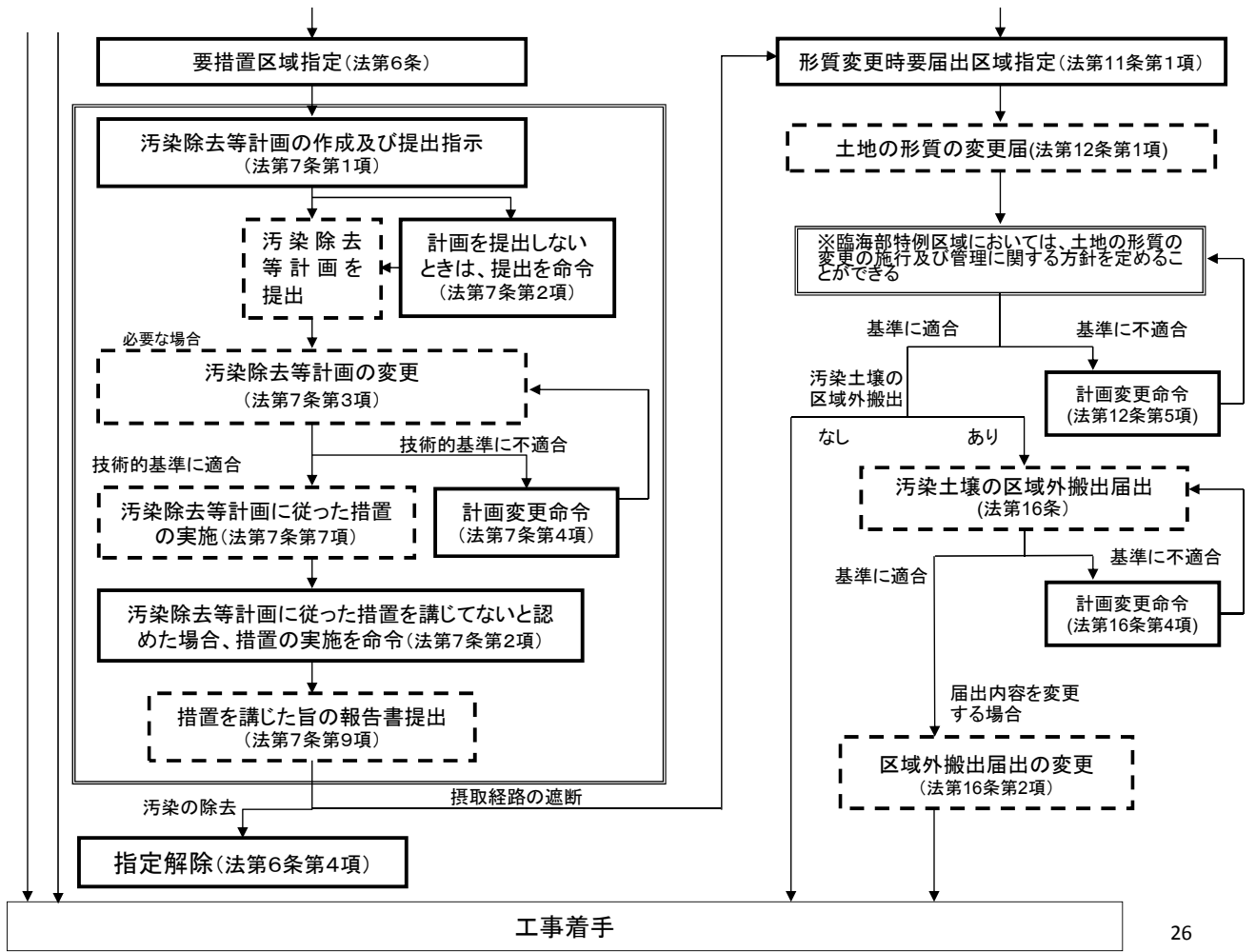
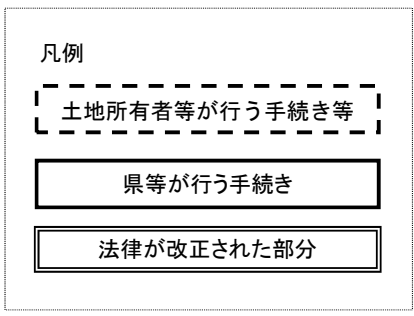
参照条文: 法第3条第1項、規則第16条第2項、第19条第2項

24

土壌汚染対策法手続きフロー(法第4条関係)



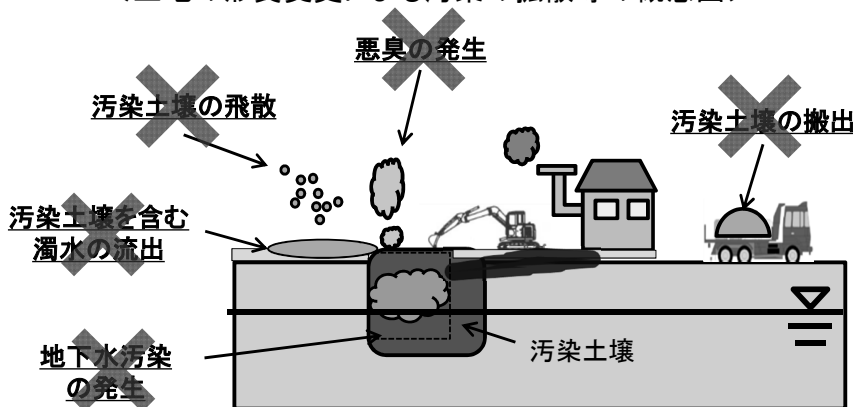
※現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設にかかる工場若しくは事業場の敷地の場合



土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大①(法第4条)

- ✓ これまでは、3,000㎡未満であれば届出をせずに土地の形質の変更を行うことができた。
- ✓ 改正法では、調査の一時免除中の土地において900㎡以上の土地の形質の変更について、**法第3条第7項に基づき届出を行った上で**、土壌汚染状況調査が必要となる。(有害物質使用特定施設が存在した土地であり、土壌汚染のおそれが多いため。)
- ✓ 一方で、現に有害物質使用特定施設を設置している事業場(一時免除を受けていない土地の場合)は、一時免除中の土地と同様に土壌汚染のおそれが多いにも関わらず、これまでと同様3,000㎡未満の土地の形質の変更が可能となることから、法第4条の届出規模について一部見直しを行うこととした。
- ✓ また、有害物質使用特定施設を廃止した事業場において一時免除を受けるまでの間においても、同様に法第4条の届出規模について一部見直しを行うこととした。

<土地の形質変更による汚染の拡散等の概念図>



27

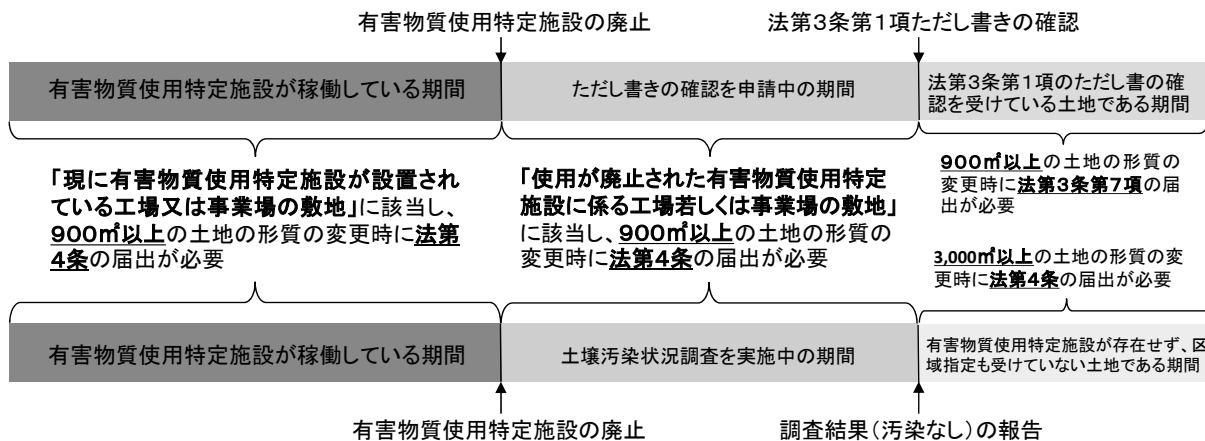
土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大②(法第3条・第4条)

改正内容

- **操業中の土地における土地の形質の変更の届出の規模要件の変更(規則第22条)**
法第4条第1項の土地の形質の変更の届出が必要となる規模要件について、**現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地(同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。)**にあっては900㎡とした。

【解説】

- ✓ 有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場について、施設廃止後、調査結果の報告を行うまで、又は法第3条第1項のただし書きの確認を受けるまでの期間においても900㎡以上の土地の形質の変更を行う際は届出を求めめるための規定であり、過去に遡って有害物質使用特定施設の存在を確認する必要はない。(下図参照)



IV 調査方法に関する合理化

29

試料採取等の対象とする深さの限定①（規則第4条第4項関係）

改正内容

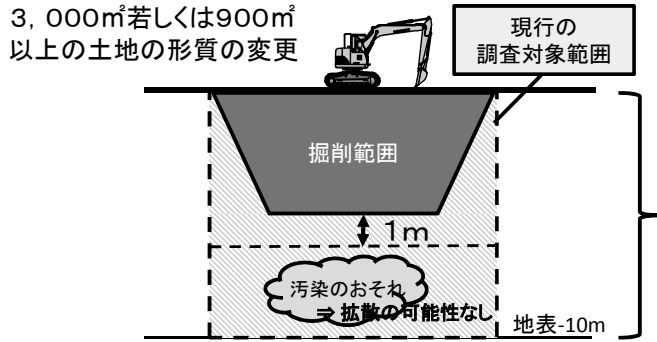
- **土地の形質の変更を契機とした土壤汚染状況調査における試料採取等深さの限定（規則第4条第4項他）**
土地の形質の変更を契機として行う土壤汚染状況調査（法第3条第8項若しくは第4条第3項の命令による調査及び法第4条第2項に基づき行う調査）では、**最大形質変更深さより1mを超える深さに汚染のおそれがあると認められる場合は、当該汚染のおそれは試料採取等の対象としないことができる。**また、一つの試料採取等の結果を用いて評価が行われる範囲のなかにおける**最大形質変更深さのうち、最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置の土壤の採取を行わないことができる。**

【解説】

- ✓ 土地の形質の変更を契機として行う土壤汚染状況調査では、**現行どおり原則深さ10mまでにある汚染のおそれを対象として試料採取等を行うほか、最大形質変更深さより1mを超える深さにある汚染のおそれを試料採取等の対象としないことができることとした。**
- ✓ また、上記に加え、**単位区画や30m格子、土壤ガスの検出範囲等、一つの試料採取等の結果を用いて評価が行われる範囲のなかにおける最大形質変更深さのうち、最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置の土壤について、採取を行わないことができることとした。**
- ✓ 試料採取等の対象外とした場合、**調査結果の報告の際、試料採取等の対象としなかった汚染のおそれがある旨、試料採取等の対象としなかった深さ及び特定有害物質の種類を報告する必要がある。**

試料採取等の対象とする深さの限定②（規則第4条第4項関係）

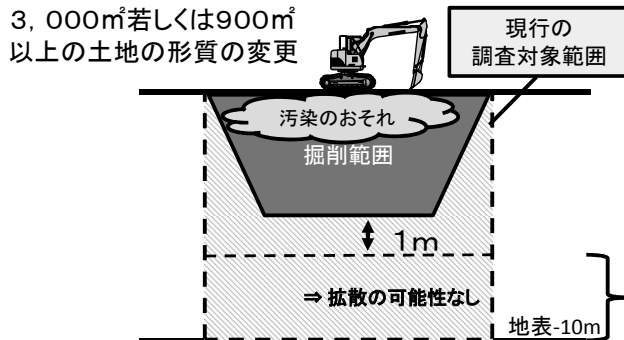
- ✓ 最大形質変更深さより1mを超える深さにのみ汚染のおそれがある場合



表層から掘削範囲+1m以内に汚染のおそれが生じた位置がない場合

最大形質変更深さ※+1mを超える深さにのみ汚染のおそれが存在する場合は、その単位区画については試料採取等の対象としないことができる。

- ✓ 最大形質変更深さより1mを超える深さの土壤の場合



表層及び掘削範囲+1m以内に汚染のおそれが生じた位置がある場合

一つの試料採取等の結果を用いて評価が行われる範囲のなかにおける最大形質変更深さのうち、最も深い位置の深さ+1mを超える深さの土壤は、試料採取等を行わないことができる。

31

地下浸透防止措置が行われている施設廃止後の調査（規則第3条の2～第10条関係）

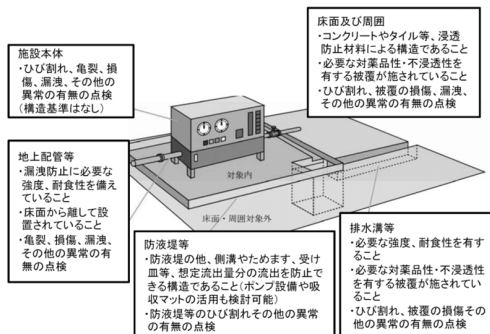
改正内容

- **水質汚濁防止法に基づく地下浸透防止措置が適切に行われている土地の扱い（規則第3条の2）**
 土壤汚染のおそれの分類において、「汚染のおそれがないと認められる土地」に分類する土地に、平成24年6月以降に設置された水質汚濁防止法第12条の4に定められた地下浸透防止のための構造等の基準に適合する有害物質使用特定施設がある場所で、同法第14条第5項の規定による点検が適切に行われていることにより特定有害物質が地下浸透したおそれがないと確認された場所を追加した。

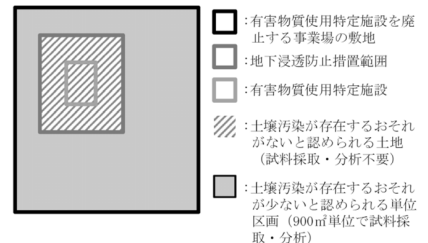
【解説】

- ✓ 旧法では、水質汚濁防止法に基づく地下浸透防止措置が図られた場所についても、汚染のおそれが比較的多い土地に分類し、単位区画ごとの試料採取を必要としていたが、適切に地下浸透防止措置が図られている場所は、汚染のおそれがない土地に分類し、試料採取等を不要とした。
- ✓ 対象となる施設は、改正水質汚濁防止法が施行された平成24年6月以降に設置された有害物質使用特定施設である。
- ✓ 構造等の基準に適合しているのみでなく、**点検記録の確認により試料採取等対象物質が地下に浸透していないことが確認できる必要がある。**
- ✓ **汚染のおそれがない土地に分類するのは、防液堤等の地下浸透防止措置が図られた場所のみであり、敷地全体の試料採取等が不要となるわけではない。**

＜水質汚濁防止法の構造基準及び定期点検の方法の一例＞



＜新制度における地下浸透防止措置がされた土地での汚染のおそれの区分のイメージ（新制度）＞



V 措置内容等に関する計画提出命令等

汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等①(法第7条関係)

背景

- ・要措置区域では、特定有害物質の種類や、健康被害が生じうる摂取経路等に応じて、都道府県知事により講ずべき汚染の除去等の措置が指示（指示措置）される。
- ・一方で、土地所有者等が実施する措置については、指示措置の他にこれと同等以上の措置の実施についても認められている。

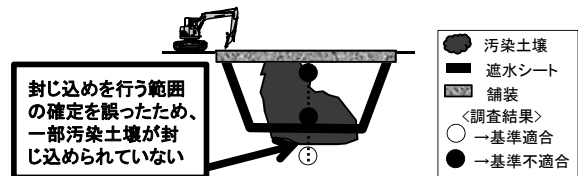
＜土地所有者等が実施可能な措置の例＞

	土地所有者等が実施可能な措置	
	指示措置	同等以上の措置
直接摂取の防止	・盛土	・舗装 ・立入禁止 ・土壌入換え ・土壌汚染の除去
地下水経由の摂取防止	・原位置封じ込め ・遮水工封じ込め	・不溶化 ・遮断工封じ込め ・地下水汚染の拡大の防止 ・土壌汚染の除去

課題

○土地所有者等が実際に実施した措置及びその内容について、都道府県知事が事前に確認・指導する法律上の仕組みがないため、**不十分な措置の実施や、誤った施行方法による汚染の拡散のおそれ**が指摘されている。

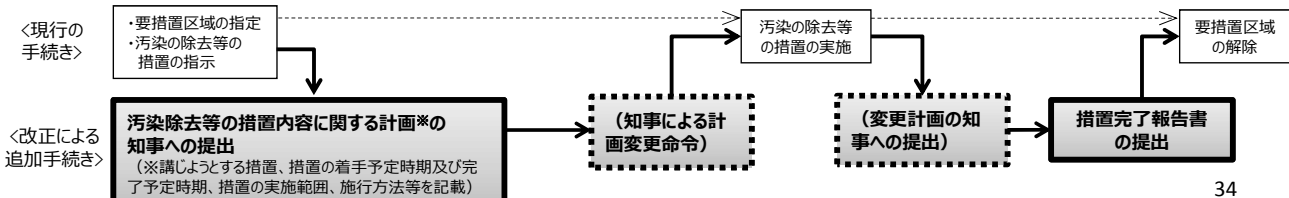
＜不十分な措置（遮水工封じ込め）の例＞



改正内容

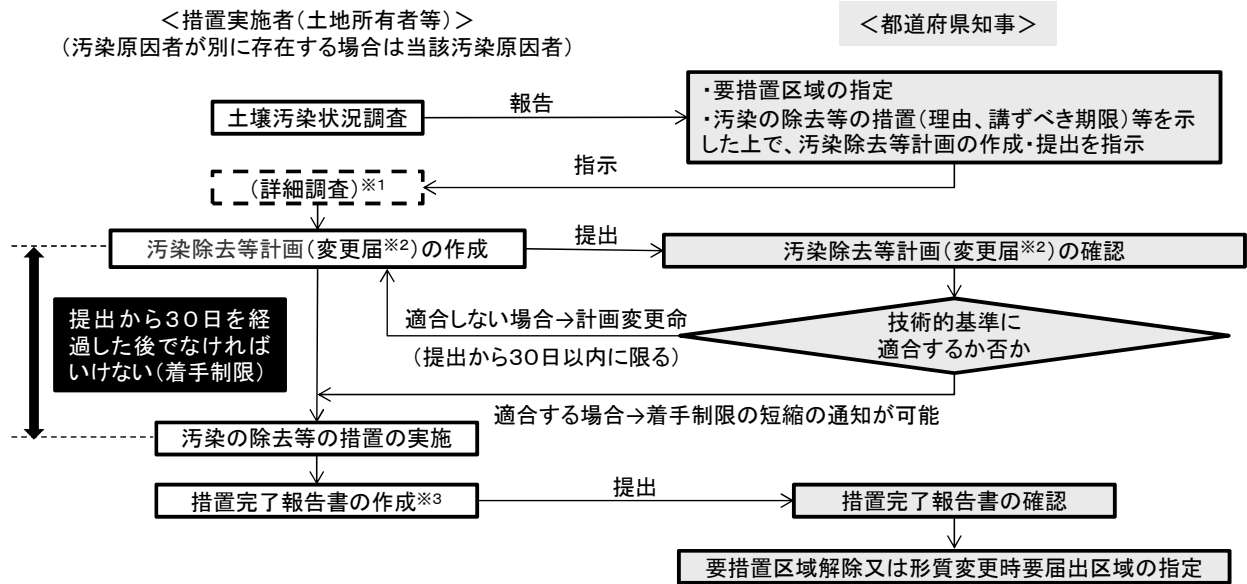
要措置区域の土地所有者等に対し、都道府県知事への汚染除去等の措置内容に関する計画及び変更計画、措置完了報告書の提出を義務付ける(7条1項、3項、9項)。また、計画内容が技術的基準に適合しない場合の知事による計画変更命令を創設(7条4項)。

※計画や報告書の記載事項、様式や技術的基準を、省令において規定。



汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等②(法第7条関係)

<汚染除去等計画提出等の流れ>



- ※1 汚染の拡散を引き起こさないボーリング調査は、要措置区域における形質変更の禁止の例外及び形質変更時届出区域における形質変更の届出不要の対象
- ※2 軽微な変更(規則別表第7で定める)の変更届については工事完了時、措置完了時の届出とする
- ※3 工事が完了した際には工事完了報告書を、措置が完了した際には実施措置完了報告書を作成・提出する(措置によっては措置完了時の報告のみ)

参照条文: 法第7条第1項～第10項、規則第33条～第42条の2

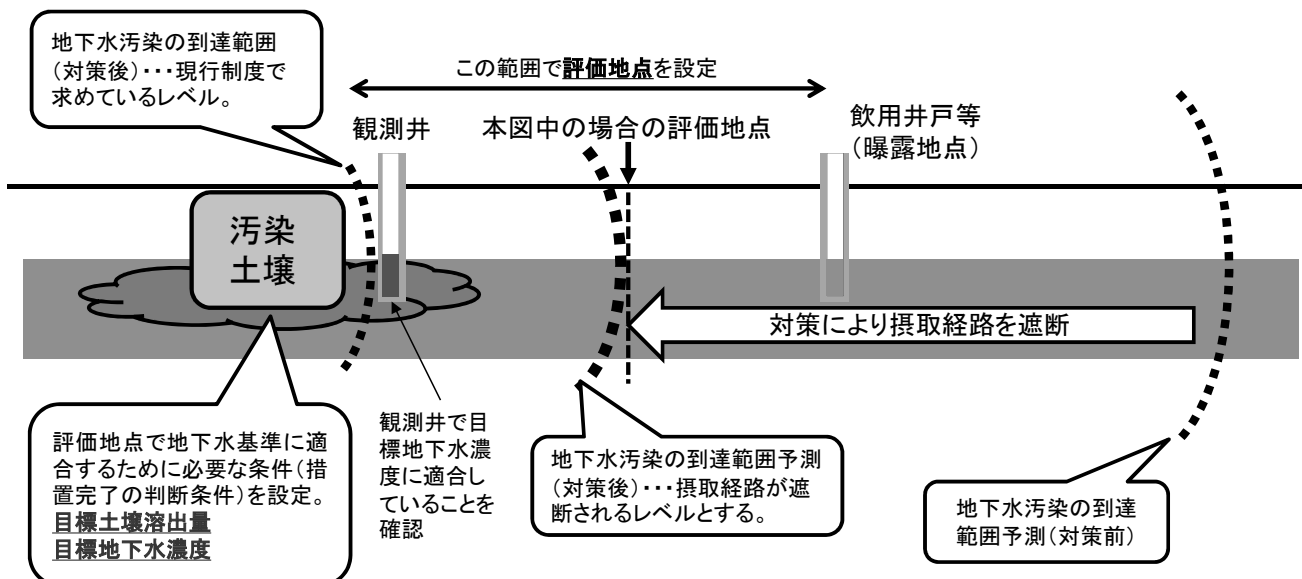
35

汚染の除去等の措置の技術的基準①(規則第40条関係)

改正内容

- 汚染の除去等の措置の技術的基準の見直し(法第7条第4項、規則第40条第1項、規則別表第8)
旧法の汚染の除去等の措置の実施方法を基に汚染の除去等の措置の技術的基準を規定し、土壤溶出量基準不適合に係る措置について、**評価地点の設定、目標土壤溶出量や目標地下水濃度の設定を規定した。**

目標土壤濃度と目標地下水濃度の設定の概念図



参照条文: 法第7条第4項、規則第40条第1項、第2項、規則別表第8

36

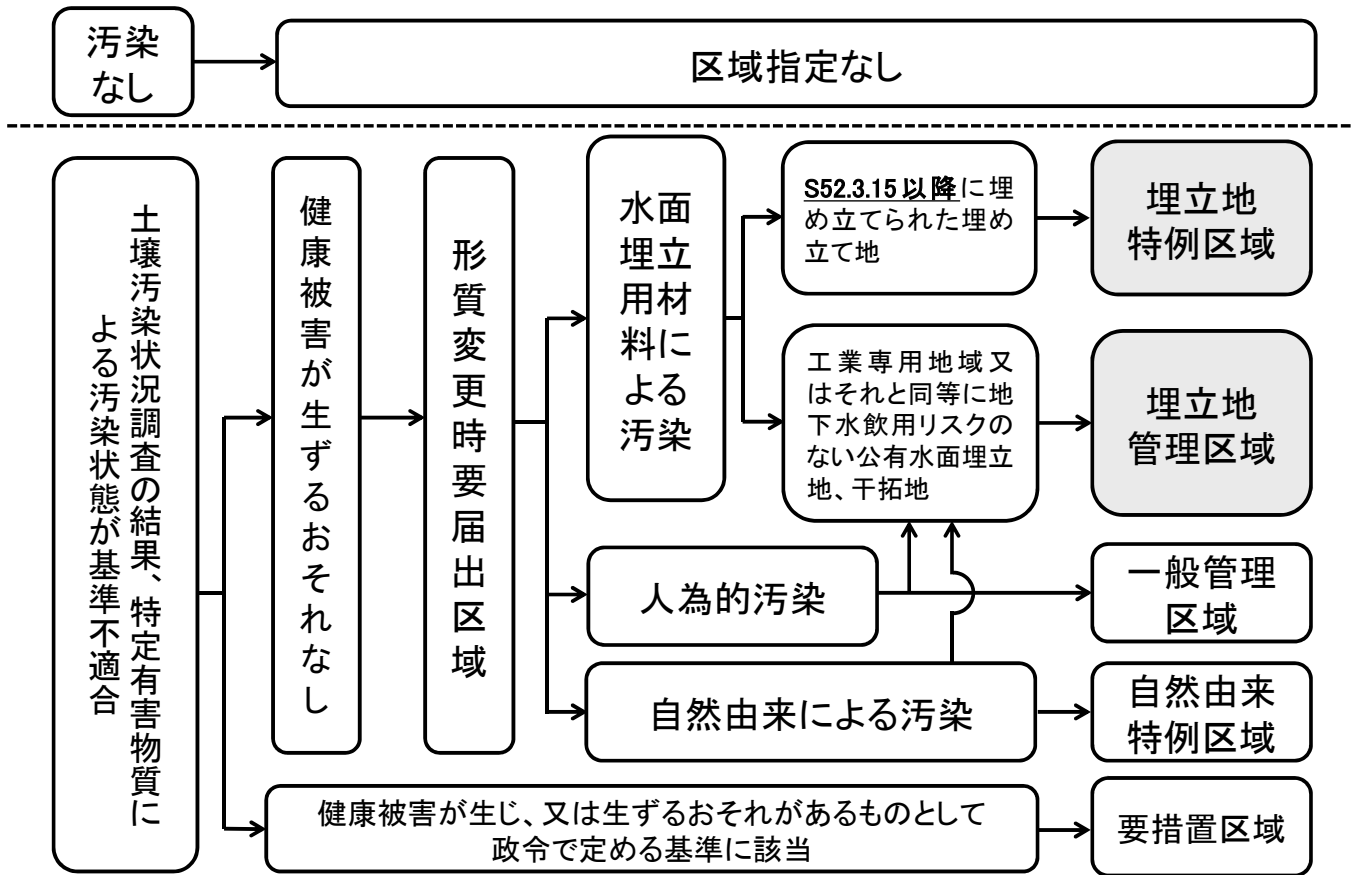
【解説】

- ✓ 土壌溶出量基準不適合に対する汚染の除去等の措置の完了は、暴露経路を遮断すればよいと考えられることから必ずしも対象地内での地下水基準適合を求めないこととした。そのため、**措置の完了条件として、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定**することとした。なお、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度として、現行通りに土壌溶出量基準及び地下水基準を設定することも可能である。
- 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定するに当たっては、評価地点を設定する必要がある。評価地点は、要措置区域の地下水の下流側かつ要措置区域の指定の事由となった飲用井戸等より地下水の上流側において任意に設定できるものである。しかしながら、都道府県から土地の所有者等に飲用井戸等の位置に関する情報を提供することは、個人情報保護等の観点から必ずしも適当ではないことから、そのような場合にあっては、評価地点を当該要措置区域のある敷地の地下水の下流側の境界等に設定することが考えられる。
- **目標土壌溶出量及び目標地下水濃度は、環境省ホームページで公開する措置完了条件計算ツールにより算出することができる。**

都道府県が区域指定の際に健康被害のおそれの有無を判断するが、特定有害物質を含む地下水が到達しうる範囲を当該計算ツールで計算し、その範囲内に飲用井戸等が存在するか否かにより判断することとなっているが、計算ツールで使用するデータ(土質や地下水位の勾配等)の提供があれば、それを基に地下水の到達範囲を計算することになる。

VI 届出の例外となる区域の新設

改正前の指定区域の分類



39

昭和52年3月15日より前に埋め立てられた埋立地の取扱い(法第15条等)

埋立地特例区域の指定の要件として、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令が施行された昭和52年3月15日より前に埋め立てられた土地については、従来、埋立地特例区域として扱ってこなかったが、土壌の汚染状態に係る一定の条件を満たすことで埋立地特例区域として指定する。

検討事項	検討結果
昭和52年3月15日より前の埋立地についての埋立地特例区域の要件 (法第15条関係)	<ul style="list-style-type: none"> ○埋立地特例区域に指定されるための要件は、形質変更時要届出区域であること及び汚染状態が以下の要件を満たす土地であることとする。 ① 公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であること、 ② 汚染原因が土地の造成に係る水面埋め立てに用いられた土砂に由来すること、 ③ 廃棄物が埋め立てられている場所でないこと、 ④ 第二溶出量基準に適合していること（ただし昭和52年3月15日より前に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地については、更に、第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物については土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していること）、 ⑤ 人為的原因に由来するおそれがないこと、又は試料採取等を実施した場合にあっては、調査の結果、汚染が確認されていないこと
埋立地特例調査の調査方法 (法第3条関係)	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての特定有害物質の試料採取地点については、30メートル格子の中心とする。 ○地歴調査時に水面埋立てによる埋立範囲の上端、下端が判断できる場合は、当該範囲の汚染土壌のみを試料採取等の対象とすることができる。なお、人為的原因による汚染がある場合には、埋立地特例調査に加えて、通常の調査を実施する。

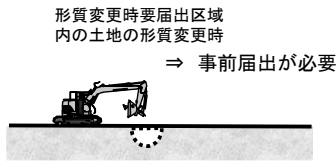
40

臨海部特例区域①（法第12条関係）

背景

- 臨海部の工業専用地域において、一般の居住者による地下水の飲用や土壌の直接摂取の可能性がなく、埋込材や自然由来による基準不適合土壌のみが広がっている場合については、**土地の形質変更に伴う健康リスクは低い**と考えられる。
- 一方、大規模な工事を行う場合には届出・調査が必要となり、その結果、形質変更時要届出区域に指定され、**工事毎の事前届出が求められる**ことになるため、**人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とすべき**との指摘がある。

※ 臨海部の工業専用地域の土地の形質変更 及び自然由来物質に係る規制の在り方について、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得た。



<臨海部の工業専用地域の例(千葉県市原市)>

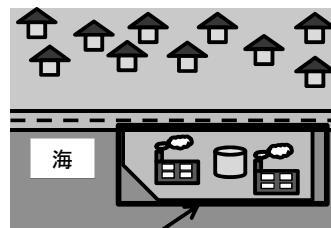


改正内容

- 形質変更時要届出区域において、下記の条件を満たす土地の形質変更であって、**予め都道府県知事の確認を受けた土地の形質変更の施行及び管理の方針に基づく行為について、工事毎の事前届出に代えて年一回程度の事後届出とする**(第12条第1項1号、第4項)。
- ① 土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が**専ら自然又は当該土地の造成時の水面埋立てに用いられた土砂※1**に由来する土地の形質の変更
- ② 地下水や土地の利用状況に応じ、**人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがない土地※2**の形質変更

※1 別添「参考資料」のスライドNo.73～74を参照。

※2 臨海部の工業専用地域に位置する土地に限定。別添「参考資料」のスライドNo.75を参照。

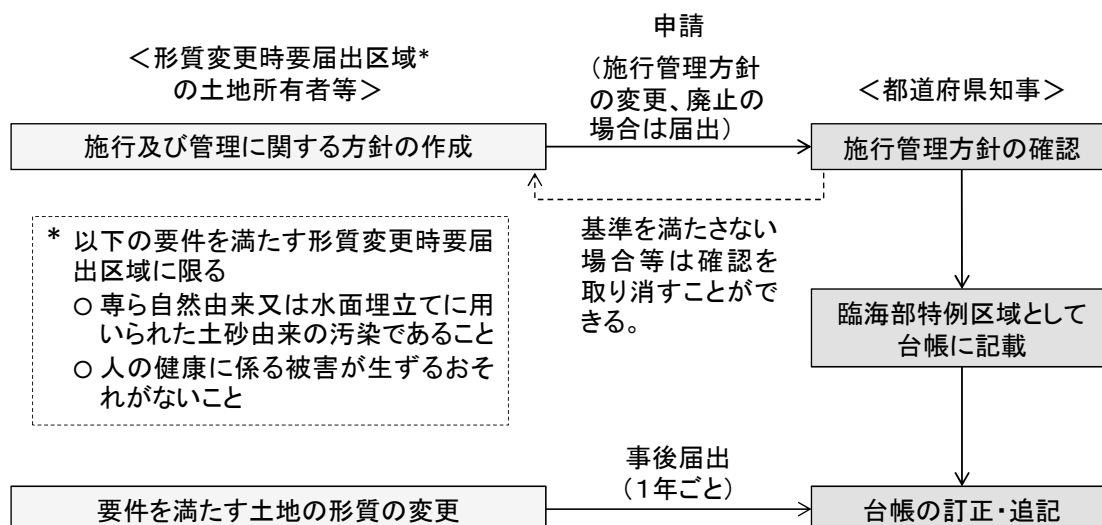


形質変更時要届出区域のうち、一定の要件を満たす土地の形質変更(都道府県知事の確認を受けた方針に基づく行為について、事後届出とする。)

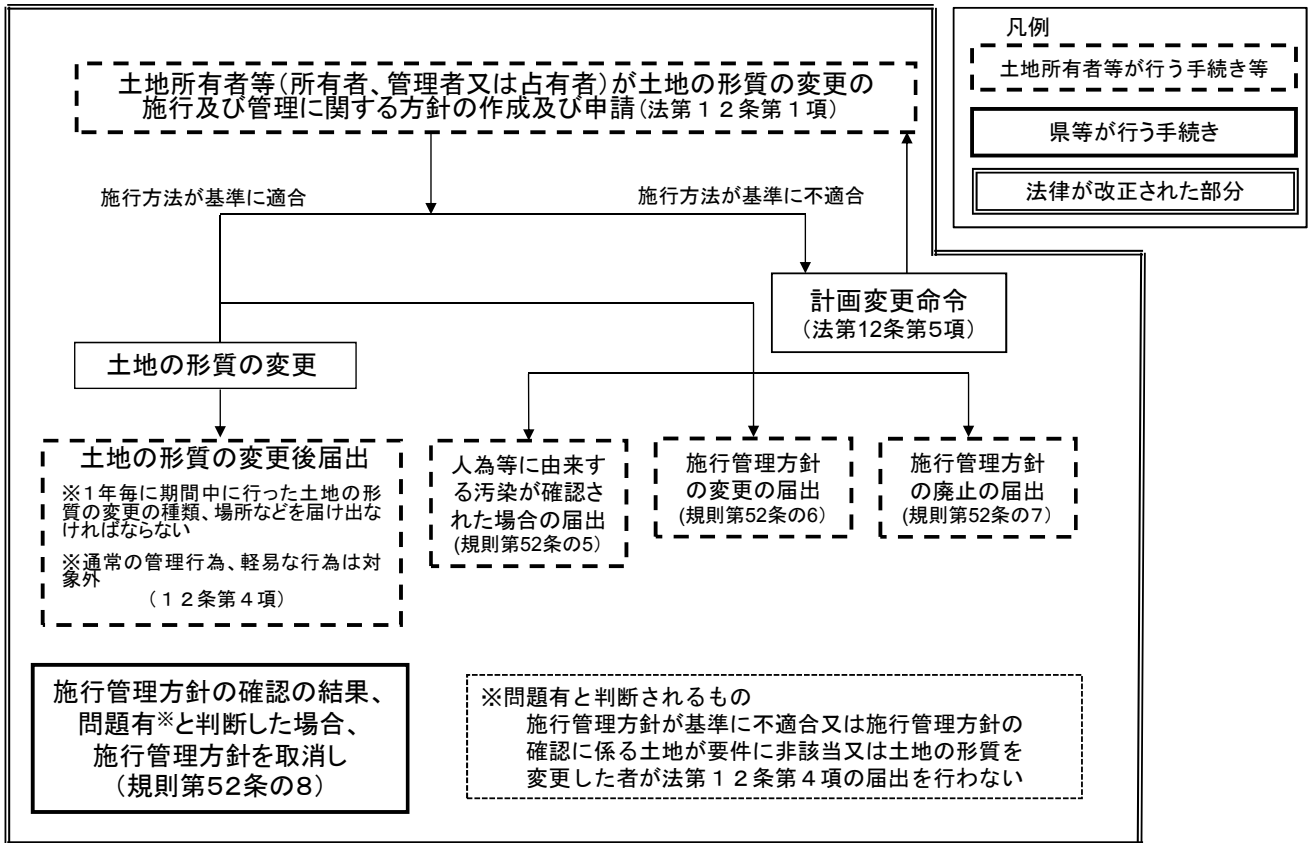
41

臨海部特例区域②（法第12条関係）

<臨海部特例区域に関する手続きの流れ>



土地の形質変更の施行及び管理に関する方針手続きフロー(法第12条第1項)



VII 形質変更の施行方法に関する合理化

土地の形質の変更の施行方法の基準(規則第53条関係)

改正内容

- **形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の施行方法の基準の見直し(規則第53条)**
形質変更時要届出区域で土地の形質の変更を行う際の施行方法の基準を以下のように見直した。
 - **土壤溶出量基準不適合の土壤が帯水層に接する場合、告示で定める施行方法で土地の形質の変更を行うことにより、当該土壤の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること(施行方法は要措置区域における施行方法と同じ。ただし、自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域の施行方法はこれまでと変更ない。)**
 - 特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること
 - 飛び地間移動(後述する)により、搬出された土壤を使用する場合は、当該土壤の使用により人の健康被害が生ずるおそれがないようにすること
 - 土地の形質の変更を行った後、汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康被害のおそれがないようにすること

【解説】

- ✓ 旧法では、形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の施行方法を基準不適合土壤(土壤溶出量に係るものに限る)が帯水層に接しないようにすることとしていたが、**帯水層に接する場合は、要措置区域において措置を行う際の施行方法と同様、地下水位を管理し、かつ地下水の水質を監視しながら形質変更を行うことができることとした。**
- ✓ 以下の施行方法は、全て同様の施行方法の基準となる。
 - 要措置区域で措置を行う際の施行方法
 - 要措置区域で土地の形質の変更の禁止の例外となる施行方法
 - 形質変更時要届出区域で都道府県知事の確認を受けることにより土地の形質の変更の届出が不要となる施行方法また、形質変更時要届出区域で届出を行い実施する施行方法についても、同様の基準を満たさない場合は都道府県知事は施行方法の計画の変更を命ずることができる。(自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域は除く)

参照条文:規則第53条、第40条

45

土地の形質の変更の届出を要しない管理行為等(規則第50条関係)

改正内容

- **形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の届出を要しない通常管理行為等の見直し(規則第50条)**
形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の届出を要しない通常管理行為等を、以下のとおり見直した。
 - これまで届出が不要とされていた行為(10㎡未満、深さ50cm未満の形質の変更等)であっても、**他の自然由来等形質変更時要届出区域や一の土壤汚染状況調査によって指定された他の区域に土壤を搬出する際やそれらの区域から土壤を搬入する際は、土地の形質の変更の届出が必要となることとした。**
 - 詳細調査や観測井戸の設置等を行うために実施するボーリング調査については、**汚染の拡散を引き起こさない方法で行うことにより、届出を要さないこととした。**また、都道府県知事の確認を受けることにより届出が不要となる施行方法は、要措置区域において措置を行う際の施行方法と同様の地下水位を管理し、かつ地下水の水質を監視しながら形質変更を行う方法とした。

【解説】

- ✓ 改正により自然由来等形質変更時要届出区域間又は飛び地間の土壤の移動に係る特例を設けたところであるが、これらの移動に係る土地の形質の変更については、これまで届出を不要としていた行為であっても事前の届出が必要であることとした。
- ✓ 届出が不要となるボーリング調査の汚染の拡散を引き起こさない方法は、**要措置区域における土地の形質の変更の禁止の例外となる方法(規則第43条第2号)と同様である。**

参照条文:法第12条第1項第1号、規則第50条

46

措置等の施行方法①（規則第40条関係）

改正内容

- 要措置区域において措置を行う際の形質変更の施行方法等の規定（規則第40条第2項）**
 要措置区域において措置を行う際の措置の実施の方法として、以下の事項を規定した。
 - 土壤溶出量基準不適合の土壤が帯水層に接する場合、告示で定める施行方法で土地の形質の変更を行うことにより、当該基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること**（次ページ参照。）
 （実施措置と一体として形質変更を行う場合及び措置が講じられている土地で形質変更を行う場合に、都道府県知事の確認を受けて土地の形質の変更の禁止の例外となる施行方法も同様の方法となる。）
 - 基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずること
 - 要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合にあっては、当該土壤の汚染状態を告示で定める方法により調査すること**（別添「参考資料」のスライドNo.60を参照。）
 - 飛び地間移動（後述する）により、搬出された土壤を使用する場合は、当該土壤の使用により人の健康被害が生ずるおそれがないようにすること

【解説】

- ✓ 旧法では、要措置区域で汚染の除去を行う際の施行方法を特に定めていなかったため、改正法では、土壤溶出量基準不適合土壤が帯水層に接する場合は、**地下水位を管理し、かつ地下水の水質を監視しながら措置を行うこと**（ただし第一種特定有害物質の第二溶出量基準不適合が確認されている場合及び最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで形質変更を行う場合は、準不透水層までの遮水壁の設置等が必要となる。）等を行うことを定めた。
 ⇒【新告示】土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件
- ✓ 搬入された土壤の調査は、**搬出元の土地の利用履歴等により、分析頻度を設定した。**
 ⇒【新告示】要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合における当該土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件

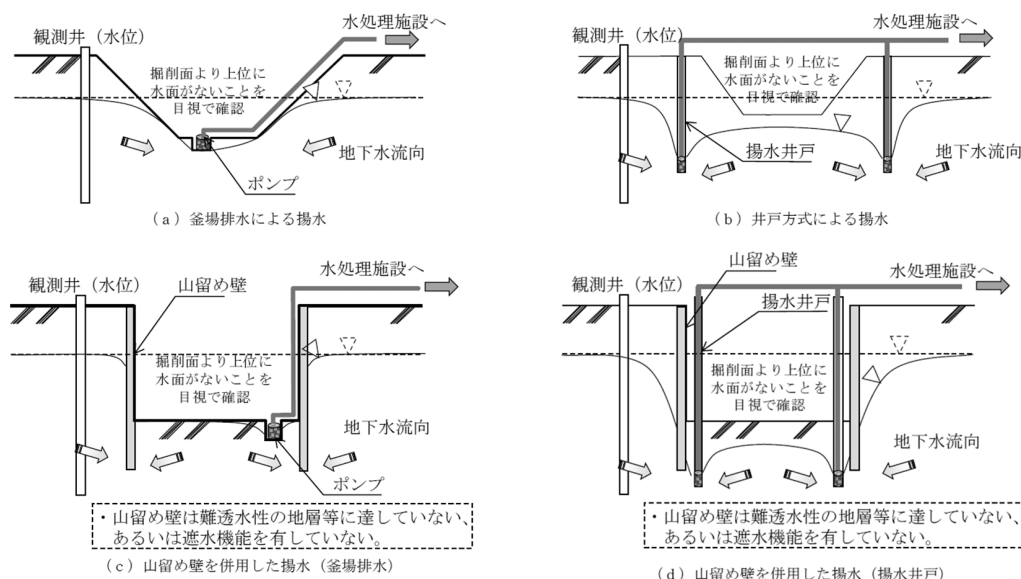
参照条文：規則第40条第2項第1号、第2号、第3号、第4号

47

措置等の施行方法2（規則第40条関係）

- ✓ 地下水位の管理及び地下水の水質の監視の内容は現行から変更なし。

＜地下水位の管理＞



地下水位の管理方法の例（現行の調査・措置ガイドラインAppendix-13より抜粋）

＜地下水の水質の監視＞

上記の地下水位の管理に加え、地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更範囲の周縁に観測井戸を設置し、1回/月以上、形質の変更が終了するまで、地下水の水質に係るモニタリングを行う。

参照条文：規則第40条第2項第1号、第2号、第3号、第4号

48

VIII 汚染土壌の搬出に関する合理化

49

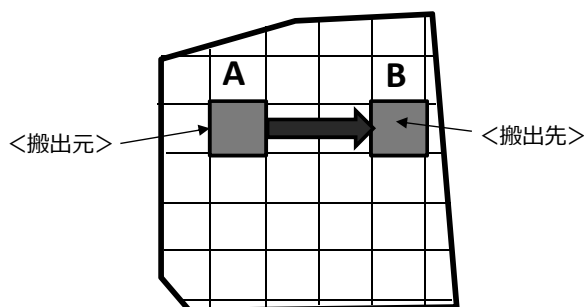
汚染土壌の処理の委託の例外の追加①（法第18条関係）

改正内容

- **汚染土壌の処理の委託の例外となる搬出を追加（法第18条第1項）**
汚染土壌の処理の例外として汚染土壌処理施設以外に搬出することができる場合に、**自然由来等形質変更時要届出区域間の搬出及び一の土壤汚染状況調査結果に基づき指定された要措置区域等の間（飛び地間）の搬出**を追加した。
- **自然由来等形質変更時要届出区域及び自然由来等土壌を規定（法第18条第2項）**
自然由来等形質変更時要届出区域は、土壤汚染状況調査の結果、**汚染が専ら自然由来又は専ら埋立土砂由来であると認められる要件に該当する形質変更時要届出区域**であり、自然由来等土壌は、**当該区域内の汚染土壌**である。

【解説】

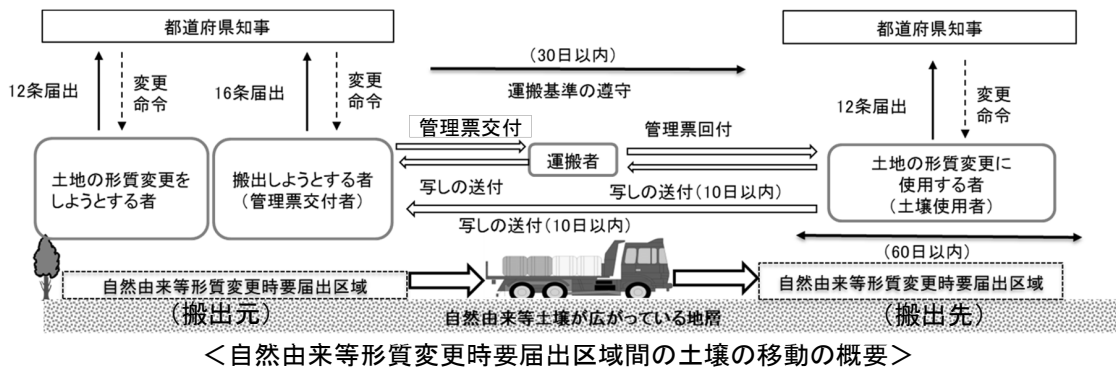
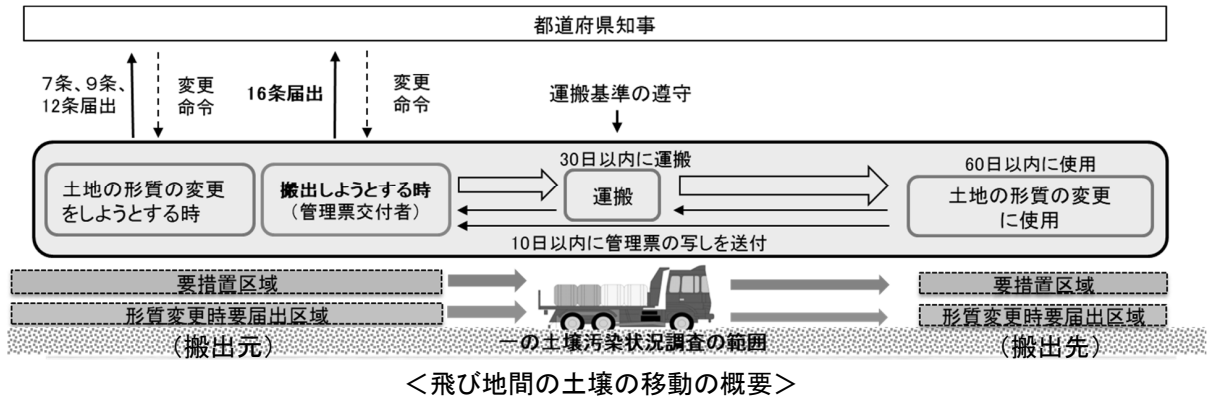
- ✓ 旧法では、汚染土壌を汚染土壌処理業者以外に搬出できる場合は、自ら処理する場合、非常災害の応急措置の場合、試験研究に用いる場合に限られていた。
- ✓ 改正法では、**自然由来等形質変更時要届出区域間で搬出する場合と、一の土壤汚染状況調査結果に基づき指定された要措置区域等の間（飛び地間）で搬出する場合**についても、汚染土壌処理業者への搬出の例外とした。



一の土壤汚染状況調査結果に基づき指定された区域
＜飛び地間の土壌の移動のイメージ図＞

汚染土壌の処理の委託の例外の追加②（法第18条）

- ✓ 自然由来等形質変更時要届出区域間や飛び地間で汚染土壌を移動する場合も、**法第12条に基づく形質変更の届出**や**法第16条に基づく搬出の届出**、**管理票の交付は必要**となる。また、**運搬基準も適用**される。



参照条文：法第18条第1項、第2項、規則第43条の2、第53条の2、第65条、第69条、第71条

51

自然由来等形質変更時要届出区域間の移動の要件（第65条の2、第65条の3）

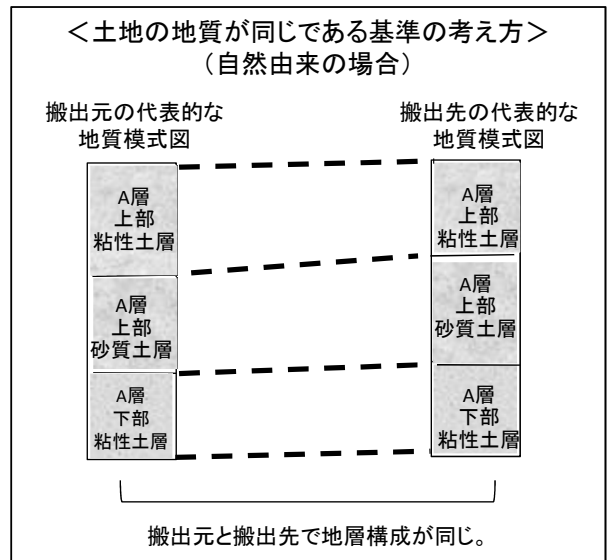
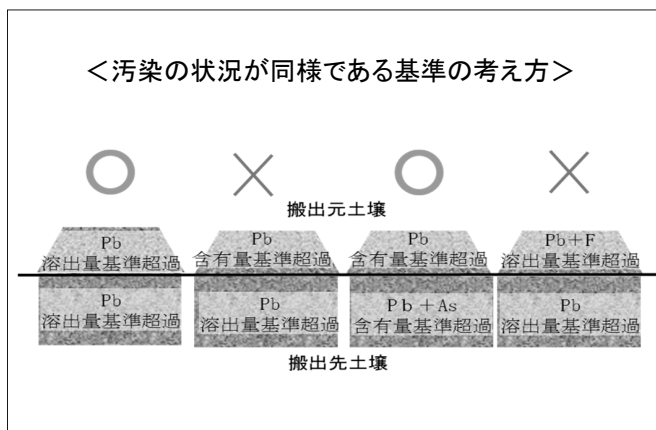
改正内容

- **自然由来等形質変更時要届出区域間の汚染土壌の移動ができる汚染状況、地質に係る基準を規定（第16条第1項、規則第65条の2、第65条の3）**

自然由来等形質変更時要届出区域からの汚染土壌の搬出において、汚染土壌処理業者への委託の例外となる場合の搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域を、**汚染の状況が同様であること、かつ、地質が同じであることとし、これらの基準を定めた。**

【解説】

- ✓ 搬出先となる自然由来等形質変更時要届出区域に係る基準は以下のとおり。



参照条文：法第16条第1項第2号、規則第65条の2、第65条の3

52

改正内容

- **認定調査において試料採取等対象物質とする物質の見直し(法第16条第1項、規則第59条の2、第59条の3)**
 認定調査において試料採取等の対象とする物質は、**原則として区域指定対象物質とした。**また、**認定調査時地歴調査において、汚染のおそれがあると認められる特定有害物質が確認された場合は、当該特定有害物質も試料採取等対象物質とすることとした。**

【解説】

- ✓ 旧法では、認定調査の試料採取等対象物質は原則として全ての特定有害物質(第三種特定有害物質を除く)としていたが、**原則として区域指定対象物質とすることに見直した。**
- ✓ ただし、認定調査時地歴調査の結果、**汚染のおそれがあると認められた以下の特定有害物質については、試料採取等対象物質とすることとした。**
- ✓ 掘削前調査及び掘削後調査の方法は、変更なし。
- ✓ 認定調査の方法を引用していた汚染土壌処理施設の**浄化等確認調査の試料採取等対象物質はこれまでと変更なし。**(告示で確認方法を定めた。)

＜認定調査の試料採取等対象物質とする特定有害物質(区域指定対象物質以外)＞

汚染のおそれがあると認められる場合		試料採取等の対象とする特定有害物質
土壌汚染状況調査において試料採取等の対象としなかった特定有害物質について、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる場合		当該特定有害物質
要措置区域等の指定後に新たに土壌の汚染のおそれが生じたと認められる場合(次号に掲げる場合を除く。)		新たに汚染のおそれが生じた特定有害物質
要措置区域等の指定後の土壌の搬入により汚染のおそれが生じたと認められる場合又は汚染のおそれがないとはいえない場合	区域指定から1年ごとに搬入土壌の調査結果や使用場所等(規則第59条の2第2項第3号イに掲げる事項)を都道府県知事に届け出た場合	搬入土壌の調査で基準不適合が確認された特定有害物質
	上記届出を行っていない場合	全ての特定有害物質(第三種特定有害物質は、現行通り認定調査時地歴調査結果により対象外とすることが可能)

参照条文: 法第16条第1項、規則第59条の2、第59条の3

Ⅸ 特定有害物質の見直し

分解生成物の追加(規則第3条関係)

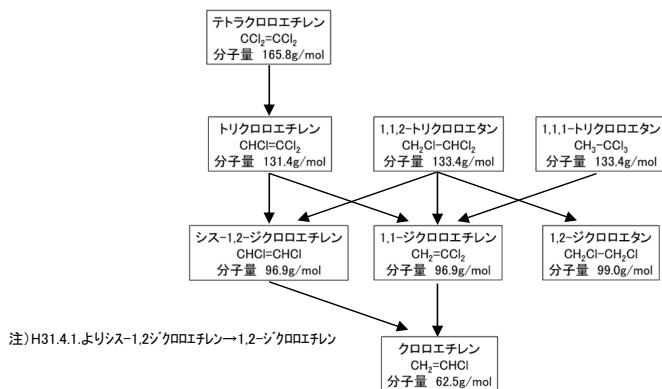
改正内容

- **試料採取等対象物質における分解生成物の位置づけの明確化(規則第3条第2項)**
試料採取等対象物質に分解生成物を含むことを規則で明確化した。
- **四塩化炭素の分解経路の追加(規則別表第1)**
四塩化炭素の分解経路として、**四塩化炭素→(クロロホルム)→ジクロロメタン**を新たに考慮に入れることとする。(クロロホルムは特定有害物質ではないため、対象外。)

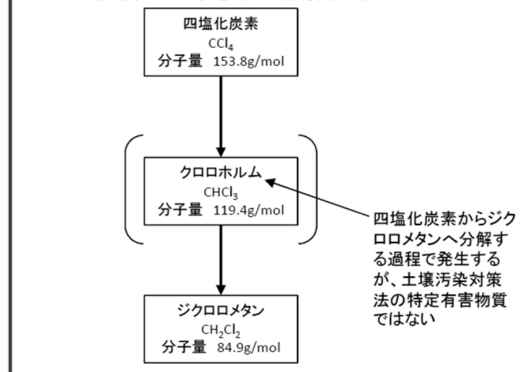
【解説】

- ✓ 旧法では、施行通知で分解生成物の調査について記載していたが、改正規則では条文上で明記した。
- ✓ 親物質と分解生成物の関係は、規則別表第1に示した。具体的には、以下の分解経路図のとおり。

＜現行制度で考慮している分解経路＞



＜今後新たに考慮する分解経路＞



参照条文: 規則第3条第2項、規則別表第1

55

特定有害物質の見直し①(1,2-ジクロロエチレン関係)

改正内容

- **特定有害物質のシス-1,2-ジクロロエチレンを1,2-ジクロロエチレンに見直し**
 - 特定有害物質のシス-1,2-ジクロロエチレン(シス体)にトランス-1,2-ジクロロエチレン(トランス体)をあわせ、**1,2-ジクロロエチレンに見直し**した。
 - 基準は「**0.04mg/L以下(シス体とトランス体の和)**」である。(参考:シス-1,2-ジクロロエチレンも「0.04mg/L以下」であった。)
 - 運用等は、クロロエチレンの追加時の考え方を基本に、1,2-ジクロロエチレンは異性体の追加である観点を考慮した。

【解説】

- ✓ 土壤汚染対策法の特定有害物質であるシス-1,2-ジクロロエチレンを異性体のトランス-1,2-ジクロロエチレンとあわせて1,2-ジクロロエチレンとした。1,2-ジクロロエチレンに係る基準等は以下のとおり。

基準等の種類		基準等
汚染状態に関する基準	土壤溶出量基準	0.04mg/L以下であること(シス体とトランス体の和として)
	土壤含有量基準	—
地下水基準		0.04mg/L以下であること(シス体とトランス体の和として)
第二溶出量基準		0.4mg/L以下であること(シス体とトランス体の和として)

【測定結果の数値の取扱い】

- シス体とトランス体が両方とも定量下限値以上の場合、シス体とトランス体の測定値の和を1,2-ジクロロエチレンの測定値とし、報告値は有効数字を2桁として、3桁目以降を切り捨てて表示する。
- シス体、トランス体のいずれか一方が定量下限値未満で、いずれか一方が定量下限値以上の場合、定量下限値以上の方の測定値を1,2-ジクロロエチレンの測定値とし、報告値は有効数字を2桁として、3桁目以降を切り捨てて表示する。
- シス体とトランス体が両方とも定量下限値未満の場合は、「定量下限値未満」と表示することとする。

56

特定有害物質の見直し②(1,2-ジクロロエチレン関係)

- ✓ 施行は平成31年4月1日。
- ✓ 経過措置は改正法と同様。有害物質使用特定施設の廃止等の日が平成31年4月1日以降であれば、1,2-ジクロロエチレンを対象として試料採取等を行う。
- ✓ 平成31年3月31日以前に、既に有害物質使用特定施設の廃止等を行っており、法に基づく調査等に着手している場合(既に区域指定されている土地については、措置、搬出、運搬、処理を実施している場合を含む。)は、トランス体を測定していないことのみを理由にやり直しを求めない。
- ✓ ただし、新たな調査契機が生じた場合は、その時点の特定有害物質を対象に調査を行うため、新たな調査契機において、過去の調査以降に1,2-ジクロロエチレンによる汚染のおそれが生じていれば、1,2-ジクロロエチレンを対象に試料採取等を行うこととなる。
- ✓ 法第4条第2項の届出及び法第14条第1項の申請に関する調査は届出や申請の前に行われるが、届出や申請を行う日が平成31年4月1日以降である場合、1,2-ジクロロエチレンを対象とした調査結果が必要となる。
- ✓ 平成31年3月31日以前に、シス体で区域指定されている土地は、引き続き「シス-1,2-ジクロロエチレン」を区域指定対象物質とし、当該区域の指定を解除するために必要な調査では、試料採取等対象物質にトランス体は含めない。
- ✓ シス体の許可を受けている汚染土壌処理業者については、1,2-ジクロロエチレンの許可を受けているとみなす。また、シス体の許可を取得した日を1,2-ジクロロエチレンの許可を受けた日とみなし、1,2-ジクロロエチレンに係る許可証の交付は、平成31年4月1日以降に行う。
- ✓ 平成31年3月31日以前にシス-1,2-ジクロロエチレン又はその親物質を対象に土壌汚染状況調査等を行い、それらの基準適合が確認された土地で、新たな調査契機が生じた場合、1,2-ジクロロエチレンによる汚染のおそれはないこととする。
- ✓ 平成31年3月31日以前にシス-1,2-ジクロロエチレンを対象に土壌汚染状況調査等を行い、基準不適合が確認されたため、汚染の除去等の措置を行った土地については、掘削除去を行った場合については、汚染のおそれはないと判断して差し支えない。また、原位置浄化を行った場合では、工事完了後の地下水のモニタリングでシス体が基準に適合することを確認していた場合については、汚染のおそれはないと判断して差し支えない。

基準日:有害物質使用特定施設の廃止等の日

基準日が平成31年 3月31日まで	基準日が平成31年 4月1日以降
----------------------	---------------------

旧物質適用

新物質適用

57

X 経過措置

経過措置（規則附則第2項～第4項）

- ✓ 改正法の土壤汚染状況調査に係る規定は、**平成31年4月1日以後に以下の手続き等（以下、「有害物質使用特定施設の廃止等」という。）を行った場合に適用される。**（附則第2項）
 - ・ 法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の廃止
 - ・ 法第4条第2項に規定する届出（土地の形質の変更の届出とあわせて土壤汚染状況調査結果の届出）
 - ・ 法第4条第3項に規定する命令（汚染のおそれがある土地で一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合の調査命令）
 - ・ 法第5条第1項に規定する命令（人の健康被害のおそれがある土地に対する調査命令）
 - ・ 法第14条第1項に規定する申請（指定の自主申請）

平成31年3月31日以前にこれらの手続き等を行った場合は、現行の方法で調査を行う。
- ✓ **有害物質使用特定施設が設置されている工場における土地の形質の変更の規模要件（900㎡）は、平成31年4月1日から起算して30日を経過する日以後の土地の形質の変更に着手する者について適用する。**
- ✓ 法12条第1項に規定する届出事項や規則第50条に規定する適用除外行為、規則第53条に規定する施行方法の基準については、**平成31年4月1日から起算して14日を経過する日以後の土地の形質の変更に着手する者について適用する。**
- ✓ 法第4条第2項の届出及び法第14条第1項の申請に関する調査は、届出や申請の前に行うが、届出や申請日が平成31年4月1日以降であれば、新規則に基づいた調査が必要となることに注意が必要。

規定	基準日	適用	
土壤汚染状況調査に係る規定	有害物質使用特定施設の廃止等の日	基準日が平成31年3月31日まで 旧法適用	基準日が平成31年4月1日以降 改正法適用
有害物質使用特定施設が設置されている工場における土地の形質の変更の規模要件（900㎡）	土地の形質の変更の着手日	旧法適用	基準日が平成31年4月29日まで 基準日が平成31年4月30日以降 改正法適用

参照条文：規則附則第2項、第3項、第4項

環境省ホームページアドレス

＜土壤汚染対策法及びその関連法令、汚染土壤処理業者一覧、土壤汚染対策法の施行状況などについて＞

<http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

＜土壤制度小委員会（土対法の改正関係）＞

<http://www.env.go.jp/council/10dojo/yoshi10-11.html>

＜土壤環境基準小委員会（土壤環境基準の見直し関係）＞

<http://www.env.go.jp/council/10dojo/yoshi10-08.html>

＜土壤制度専門委員会（土対法の特定有害物質の見直し関係）＞

<http://www.env.go.jp/council/10dojo/yoshi10-09.html>